

明治期における西欧女性解放論の受容過程

——ジョン・スチュアート・ミル *The Subjection
of Women* (女性の隷従)を中心に——

金子幸子

I はじめに

明治初期、新しい日本の形成、近代国家建設、より広くは“近代化”のために西欧からさまざまな思想が移入され、日本の伝統思想との相剋を経ながら、日本社会に新しい人間観、社会観をもたらした。それは必然的に日本社会の人間関係のあり方、とりわけ男女・夫婦関係のあり方を問うことにもなった。この小稿は明治期の女性論に大きな影響を与えたとされる⁽¹⁾ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806~73) の *The Subjection of Women* (『女性の隷従』1869) を考察の対象とし、西欧女性解放論の受容過程を辿りつつ、日本における女性解放の課題のもつ特質をも探ることを目的とする。時代的には、1) 啓蒙期、2) 自由民権期、3) 明治憲法下の国家体制確立期のほぼ30年間に渡り、第3期では明治期の代表的思想家であり、かつ重要な女性論を発表した福沢諭吉と植木枝盛を取上げていくことになる。

II ジョン・スチュアート・ミルの女性解放論

近代における女性解放論は、18世紀後半ヨーロッパが産業革命とフランス革命という大きな二つの社会変動を迎えていた時に登場する。オランブ・ド・グージュ (Olympe de Gouges, 1748~93) はフランス革命時に「女権宣言」(“Declaration des droits de la femme”)を出し、女性の投票権と公職に就く権利とを主張した。同じ頃イギリスではメアリ・ウ

ルストンクラフト (Mary Wollstoncraft, 1759~97)が『女性の権利と擁護』(A Vindication of the Rights of Women, 1792)を書き、ルソー的平等主義に立ちながらも彼の女性観を痛烈に批判し、教育・職業面における男女平等と、遠慮がちにはあるが女性の政治参加を説いた。

1867年イギリス下院で初めて婦人参政権の要求をしたのがジョン・スチュアート・ミルである。イギリスはビクトリア期のオブティミズム、進歩や自由に対する信頼、旧習打破、社会改革に対する道義的熱情という時代精神のうちにあった⁽²⁾。ミルは『代議政治に関する諸考察』(Considerations on Representative Government, 1861)を著わし、専制を非とし、代議政体を統治の理想的な型とした。『自由論』(On Liberty, 1859)では政府及び多数者の圧制を批判すると共に、近代民主主義における基本的人権である思想・良心の自由、信教の自由、集会・結社・表現の自由を説いた。既にこの『自由論』で妻に対する夫の専制的権力についてふれている。「この害悪を完全に除去するためには、妻が他のすべての人々と同じ権利を与えられ、また同じ法律の保護を与えられるということだけで充分である⁽³⁾」。1869年の『女性の隷従』はこうしたミルの問題関心の延長線上に書かれたといえるのである。

初めにミルは『女性の隷従』を書く目的をこう述べている。「両性間における現在の社会関係を規制している原理——女性が男性に法律上従属するという——はそれ自体において正しくないばかりでなく、いまや人類の進歩発展にたいする重大な障害物の一つとなっている。それゆえこれを完全なる同権の原理に、すなわち一方には権力や特権をもたせないように、他方には、能力をあたえないということのないように、改めるべきだということである⁽⁴⁾」。

次に各章毎にミルの論点を簡単に紹介していくことにする。

第1章：ミルは言う。女性の隷従は世間一般の慣習となっている。しかし、慣習だからといって正当化することはできない。男女間の不平等は歴史的には奴隷制の発生と同様に強者の法則(力による支配)に由来す

る。だが、歴史の歩みは個人の自由選択の拡充に向かって進んできたのであるから、それを女性の地位や職業にも当てはめるべきである。

第2章：家庭内における抑圧の現状——既婚女性の無権利状態（財産権の喪失、子の親権は父のみなど）にふれ、⁽⁵⁾結婚した男女の法的平等、特に妻の財産権を強く主張する。もし女性が自分の財産を持たない場合、働いて収入を得るだけの実力は自らの尊厳を守るために必要である。とはいえ、ミルは必ずしも職業的自立を積極的に説いたわけではなく、女性は当然、家政と育児を第一の任務として選ぶことになると考えていた。

第3章：家庭外において。女性が家庭外では無能力だと力説されるのは、家庭内における女性の服従を維持せんがためである。これに対して、第1に女性も公的な職務につくべきであり（婦人参政権の提唱）、第2に芸術や思索に能力を発揮すべきである。今日まで女性が独創性を欠くのは、家庭と家計の管理、社交に忙しく閑暇がないためで、富裕な家庭なら世帯の管理に代理人を置くことも可とする。

第4章：ミルの結婚観・夫婦観とは、陶冶された能力をもち、同じ意見と目的をもった平等な二人の人間が、相互に尊敬し導き合って向上の道を辿る、というものだった。最後に、女性解放の実現により何が利益としてもたらされるかが提示される。第1に正義の原則（平等）が貫かれ、男性の尊大と傲慢が抑制される。第2に人間の思索力、行為力が社会的に増大し、人類の状態が改善されていく。すなわち、ミルにとり女性の解放は人間の解放へと繋がるべきものであった。

こうしたミルの女性論はどのような人間観に依拠していたのだろうか。彼はベンサム（Jeremy Bentham, 1748～1832）の功利主義「最大多数の最大幸福」に多くを学びながらも、フンボルト（Karl Wilhelm von Humboldt, 1767～1835）の理想主義的個人主義からも思想的影響を色濃く受けていた。フンボルトによれば、あらゆる人間の天賦の諸能力を可能なかぎり、そして、調和的に発展させることが道徳の目的とされた。そこでミルにとり、功用とは「進歩する存在としての人間の恒久的利益を基礎とする」⁽⁶⁾、

より広い意味に捉えられ、倫理的問題に強い関心が払われた。

ミルは人間の幸福の源泉は自由にあると考え、人間の創造性、個性を重んじた。人間を、画一的な仕事をする機械ではなく、成長する樹木に例えている。自己の才能を自由に伸ばして使うことが人間にとって個人的幸福の源泉になるのである。一方、『自由論』では自由に限界の伴うことが繰返し説かれており、自らの幸福のみを追求しようとする個人の利己的側面は否定されていた。なぜならば、ミルの功利主義道徳は根底に人類の社会的感情(同胞との一体化を求める欲求)を含むものであったからである。他人に妨げをしない限りにおいて自己の才能、個性を發揮すること、それこそが人間の社会に幸福をもたらすのである。

ミルの女性論は、①女性の隷従の歴史的原因、②隷従の現状、③女性解放の理論——男女同権論を明らかにしたものであり、今日でも女性解放論の古典として読み続けられている。出版後、その反響は殆どヨーロッパ中に及び、間もなくポーランド語訳が刊行され、ミルの元にはロシア語訳、ドイツ語訳の申し込みが相次いだ⁽⁷⁾。数か月後アメリカ版が出されると、婦人参政権運動を進めていた女性活動家達に高く評価され、男性読者の中からは運動支持者も生まれ、アメリカの女性解放運動に大きな刺激を与えたのである⁽⁸⁾。イギリスでも、ミル自身が婦人参政権の獲得に尽力したのは勿論、婦人参政権協会全国同盟を設立(1897年)したフォーセット(Millicent G. Fawcett, 1847~1929)にも影響を与え、さらに女子高等教育要求運動も起こり、既婚婦人財産法も制度化されていく。

次に、日本における女性論を紹介しつつ、ミルの女性解放論の受容過程を辿っていくことにする。

III 明治啓蒙期

明治初期の代表的女性論は、『明六雑誌』(1874年3月~75年11月)での啓蒙思想家達による男女同権論に見ることができる。これは森有礼(1865年より2年余り英国留学、1870年初代駐米大使、滞米中ミルやスベ

ンサーを研究)の「妻妾論」(8号)を契機として起る。森は「夫婦ノ交ハ人倫ノ大本」とし一夫一婦を唱導する。男女双方の合意に基づく「婚姻律案」を発表、自らこれにより福沢諭吉を証人とし広瀬阿常と結婚した。オランダに留学し自由主義経済学者フィッセルリング(Simon Vissering)により、自然法思想、コントやミルの思想を学んだ津田真道も「夫婦有別論」(22号)で一夫一婦制を支持した。^[9]

一方、加藤弘之は「夫婦同権ノ流弊論」(31号)で、欧州では男性が女性に阿ていると、婦権強大(婦が先に門戸を出、着席も上座へ)の弊をあげる。これに対して次号で森は、夫婦「同等」を論じたのであって「同権」を論じた覚えはない、と弁明する。「妾説ノ疑」(32号)で阪谷素は「権」の字がまずい(「権」においては男性は女性の少し上になつ)と指摘し、代りに「男女守分」「夫婦同体」を提案する。

福沢諭吉は、男女同権を議論するにはまず「権」は何かを詳かにする必要があると言う。しかし彼はその前に誰にもわかる十露盤づくの話を始め、男女は同数いるのだから一夫一婦が相応しいとする(「男女同数論」31号)^[10]。福沢は『西洋事情外編 卷之一』(1867年)、「中津留別之書」(1870年)にも「一夫一婦」の考えを示している。明治期のベストセラーとなった『学問のすゝめ』(1872~76年)では、人は生れながらにして上下の別なく同等であると主張し、天賦人權論に基づき人々に自主自由を勧め、権力の偏重を批判した。自由は他者に妨げのない限りという制限の伴うものであることが強調された。彼はrightを「権利」と訳さず、justiceの意をふまえつつ、「権理通義」あるいは短く「権義」と訳し、「人人其命を重んじ其身代所持の物を守り、真面目名譽を大切にすることの大義」(二編)と定義した。「エクウヲリチ」(equality)とはこの権理通義の等しいことを意味したのである。八編では「抑も世に生れたる者は男も人なり女も人なり」と説き、儒仏の教えから来た男尊女卑を批判している。十五編では「今の人事に於て男子は外を務め婦人は内を治るとて其関係殆ど天然なるが如くなれども、『スチュアルド・ミル』は婦人論を著して、

「萬古一定動かす可らざるの此習慣を破らんことを試みたり」とミルに言及し、従来の女性観の見直しを迫っている。

再び明六社の女性論に戻ると、中村正直は「人民ノ性質ヲ改造スル説」(30号)での日本人の人間改造論を背景に「善良ナル母ヲ造ル説」(33号)を書いた。男女同権の弊については女性が「天道ヲ畏レ真神ヲ敬シ技芸ヲ好ミ學術ヲ嗜ミ、ソノ夫ノ補助トナリ、相愛シ相敬スル」ようになれば心配することはないと述べ、同権不同権はさておき、「男女ノ教養ハ同等ナルベシ」とした。人民を開明の域に進ませるためには、まず善き母を得なければならない。それには女子の教育が肝要であった。中村は、1867～69年英国に留学し、ビクトリア期のキリスト教さらに広義の自由主義に接すると共に、イギリス社会では女性に教養があり母親としての地位の高いことに気付いたのである。彼は1871年J. S. ミルの*On Liberty*を訳し『自由之理』として出版した。1874年からは私塾同人社に女子学生を迎え、ミルの『男女同権論』(*The Subjection of Women*, 深間内基訳, 1878年, 後述)をテキストに採用している¹⁰⁾。

『明六雑誌』における上述の女性論は「男女同権論」と名付けられることもあるが、福沢が指摘したように「権」の意味が明確にされて論じられていたわけではなく、「同権」という言葉の使用には森さえも抵抗を示していた。(最後に津田が35号の「夫婦同権弁」で欧米における民法上、公権上の男女・夫婦の権利を説明している。) この時期の啓蒙思想家達は西欧社会、あるいはミルを初めとする西欧思想に触れることにより、日本社会における女性の屈従の有様を改めて認識することになった。ここではミルが説いたような女性の政治参加、職業選択の自由、財産所有による経済的自立は説かれてはいない。日本の現実において、女性を隷従から解放するには妾を容認する法律、慣習を廃し、一夫一婦を目指すことが先決だったからである。それは徳川封建社会の卑屈不信の気風を一掃し、自主自由を勧めて日本を文明社会に近づける一方策でもあった。女性が奴婢扱いされず、教育を受け夫と共に語り合えるよう、家庭内に

おける男女のより人間らしい関係の成立が求められたのである。

IV 自由民権期

1874年板垣退助等が「民選議院設立の建白」を提出してより自由民権運動が起こり、1871～72年頃には絶頂期に達する。この間世論は政治論に沸いたため見るべき女性論は少ない。その中で土居光華⁹²がミルの『自由論』を引用しながら⁹³『文明論女大学』(1876年)を著わしているので取上げたい。土居は明六社員の男女同等論より数か月前に『近世女大学』を出し、西洋文明の教書に基づき男女同権を説いたが、その論は徹底していなかった。⁹⁴『文明論女大学』は儒教道徳に立つ貝原益軒の(といわれた)「女大学」を舅姑の虐使、夫の圧制を説き、人間本性の自由を失わせるものと批判する。第1に七去三従の教えに反対し、婚姻は男女の愛情により相互の契約上成るものとする。第2に益軒の子育てを重視する一点に関しては是とし、母親の役割を強調して女子にも学問(実用実地の学)を勧める。第3に女子にも自己の名目を以て田畑山林・金銀貨財を所有する権を認める。これに関連して彼の次のような「天」理解が示される。

「女大学」における「女は夫をもって天とす」という「夫＝天」理解に反対して、土居は女性も財産権を有し租税を払うのだから、当然、政府あり主君がある。そして、女性も男性も「明治政府天皇陛下の臣民」として同等なのだとして「天皇＝天」という捉え方を導き出していく。⁹⁵かつて尊王論を説いた土居にとって、天皇は五か条の誓文で万機公論を唱え、立憲政体を主唱した人として考えられていた。彼は薩長藩閥政府を批判すべく「尊王民権論」⁹⁶を主張したのである。

自由民権期には、深間内 基⁹⁷により初めて *The Subjection of Women* が第1, 第2章のみ⁹⁸『男女同権論』(1878年)と題して訳出された。深間内は原文の内容はほぼよく理解していたと思われるが、⁹⁹中村正直の『自由之理』と比較すると、誤訳も多く文章も充分練れておらず、原文との対照検討は困難である。第1に訳語で気付いた点をあげると、¹⁰⁰ Marry,

Marriage を「他家ニ嫁グ」「嫁シ」「婚縁」「婚嫁」と訳しており、深間内は結婚を男女双方の愛情、合意に基づく「婚姻」「結婚」というよりも、女性が他家に嫁に行くものと解し、家中心の伝統的な結婚観にとらわれていたようである。

第2に、原文と訳文との相違点をあげ、深間内の訳出の意図を探っていくことにする²⁰⁾。(以下の下線部は引用者による。)

- ㉑ 抑モ女子ヲシテ男子ニ従属セシムルハ其实、天理ニ反戾スルノミナラズ (深間内訳, 3頁)

the legal subordination of one sex to the other — is wrong in itself (Mill, p.125) …それ自体において (大内訳, 36頁)

- ㉒ 天理ニ由テ其結果ヲ推考スレハ (深間内訳, 21頁)

The natural sequel and corollary from this state of things would be (Mill, p.161) このような事態の当然の成行と… (大内訳, 85頁)

- ㉓ 人間天賦ノ権利、免許、及ヒ遊樂、ノ事ニ至ルマテ尽ク之ヲ夫ニ属サシメ、自ラ自由ニ之ヲ受得スル能ハザルヲ (深間内訳, 11頁)

the wife's entire dependence on the husband, every priviledge or pleasure she has being either his gift, or depending entirely on his will (Mill, p.141) 人の妻たるものは夫に完全に従属していること、彼女のもつ特権や快樂は、すべて夫の賜物であるか… (大内訳, 59頁)

- ㉔ 此国ニ於テハ婦人ノ武ヲ講シ勇ヲ養フヲ男子ニ異ナラス。之ニ由テ是ヲ視レハ婦人ト雖モ天然ノ性ニ於テ、自主ノ權ヲ享クル能ハザルニ非ザルヲ知ルベシ (深間内訳, 10頁)

and being trained to bodily exercises in the same manner with men, gave ample proof that they were not naturally disqualified for them (Mill, p.139) [スパルタの女性は]男性と同じ肉体的訓練に服していた、そして女性も、先天的には、肉体的訓練に堪えられないものではないということを十分に証明した (大内訳, 55頁)

以上を見ると、第1に㉑㉒の特徴は「天理」という言葉の使用である。

特に㊦では、女性の運命は結婚した相手が善良か否かにかかっているのだから、当然そこから言えるのは、善い相手と出会うまで女性に結婚を何度でも許すべきだ、という文脈であり、「天理ニ由テ」というのは余りに大げさであり不適當と思われる。これに比し㊤は男女同権の原則を最初に述べた所であり、「天理ニ」おいてと言うことにより天賦人權論に立脚することが明確となる。第2に㊢㊤であるが、これらは誤訳といってよい。㊢では「夫の賜物」を「天賦の権利」とし、㊤では「肉体的訓練」を「自主ノ権」と訳している。第3に㊢㊤には“natural”, “naturally”という言葉がある。明治初期には natural law (自然法) は啓蒙主義の原理として「天」と訳され天賦人權論として主張されていくが、深間内が㊦で「天理ニ由テ」とし、㊤で「天然ノ性ニ於テ、自主ノ権ヲ享クル」としたのは、彼が自然法——「天」(天賦人權論)に従って人間に権利が賦与されたと考えたことを示しているのかもしれない。

上記より言えることは、天賦人權説の強調であり、深間内の訳出の意図も男女同権よりもそこにあったのではないかと推察される。この時期、自由民権運動の高揚に伴い、男女同権(婦人参政権を含む)を説いた翻訳書の刊行も相次いだ。1877年スペンサー、尾崎行雄訳『権理提綱』(抄訳)(Herbert Spencer, *Social Statics*, 1850)、翌年ミル、深間内 基訳(既述)、1881年スペンサー、井上勤訳『女権真論』(*Social Statics* の男女同権論の部分)、スペンサー、松島剛・大野堯運訳『社会平権論』(全訳)(*Social Statics*)、1883年フォーセット、渋谷造爾訳『政治談』(Millicent G. Fawcett, *Political Economy for Beginners*, 1870. か? 筆者未見)。それにもかかわらず、男女同権論に立って女性の政治参加を積極的に説いたのは男性自由民権家では植木枝盛一人であったからである。

V 明治憲法下の国家体制確立期

自由民権運動は政府の弾圧により後退し、1889年明治憲法が發布され天皇制国家体制の整備は進んでいく。この頃、世論の関心は政治から社

会改良、家庭改良へと移って行く。キリスト教主義に基づく『女学雑誌』(1885～1904年)が発行され、巖本善治等により女性の地位の向上を目指して女子教育や家庭改良の問題が取上げられた。植木枝盛は積極的に女性論、家族制度論を執筆し、福沢諭吉も一夫一婦の主張を中心に多くの著作を出版している。

女性論に関して福沢諭吉の主な著書は次の通りである。1885年『日本婦人論』『日本婦人論後編』『品行論』、86年『男女交際論』、88年『日本男子論』、そして晩年には、1898年『福沢先生浮世談』、99年『女大学評論』『新女大学』があり、また『福翁百話』(1896年)の中でも論じられ、これらは男性批判をも目的として書かれている。彼が1885年より盛んにこうした書を出すようになったのは、政府が儒教思想復活を唱えて反動の徴候を示してきたのに反対することにあつた(1882年『徳育如何』で儒教主義教育を批判)。この時期にはもう一方で伝統的な儒学の女性観を説く西村茂樹の『婦女鑑』(1887年)や婦人雑誌『女鑑』(1891～1910年)が出版されていたのである。

代表作『日本婦人論』『日本婦人論後編』では、日本の女性が責任を与えられず夫の命令に従うのみと批判し、女性も男性と同様の権利を持ち、財産身体も同様に所有すべきと述べる。福沢の結婚観・家族観は一夫一婦中心の単婚家族の形態を理想とし、舅姑との別居を奨励する。男系血統のみを重んずることなく、例えば畠山と梶原が結婚した場合、山原という新姓を作ることを提案する。婚姻の権利は平等だからである。ただし彼は自由恋愛には反対で夫婦の理想を「偕老同穴」にみる。²²⁾(なお女性にも自由快樂を認めるべきという観点から寡婦の再婚を可とする。)

福沢は特に中等社会以上の女性を対象にする。なぜならば徳川時代の儒教主義の感化による男尊女卑の弊は著しくその層に現われているからであった。彼はまた女性の地位の向上は実は男性のためにも望ましいと言う。日本の人口の半分は女性が占めているのだから、そうしなければ“家”の力、“国”の力は半減されてしまうのである(ミルは第4章で“人

類”のためと指摘)⁶³。そこで男性に向かって女子教育の要点を示す。①男子と区別せずに愛し重んじる。②男子と同じように学問、技芸を教える。③世間の付合、交際は自由に。④家事世事の大概は教える。⑤財産は女子にも分け前を与える。⑥一身の生計が立つように一芸を仕込む。

福沢によれば、西洋に比べ日本で女性の地位が低いのは女子教育よりもむしろ一夫多妻にその原因があった。彼は一貫して一夫一婦を主張し続けた。そのため男女の交際を場を広げ、男子には品行を高くすることを求めた。しかし娼妓を説くには至らず、娼妓の存在は良家の子女を守り社会の安寧秩序を保つために必要悪と認め、現行のように公然とではなく秘密裡に行うよう勧めた。

晩年に至っても福沢は『女大学評論』『新女大学』で儒教道徳に基づく「女大学」批判を行っている。後者は特に彼の明治民法に対する考えを理解するのに重要である。フランス民法を範とした旧民法（ポアソナード民法）は発表されるや保守陣営から強硬な反対が起る（例えば穂積八束の「民法出テ、忠孝亡フ」）。1889～92年民法典論争の結果、あらたに断行派の梅謙次郎とそれに反対する立場の穂積陳重、富井政章とが起草委員に任命される。旧慣を尊重しドイツ民法に依拠しながらも、両者の妥協の産物として明治民法が制定され、旧民法よりは強力な家父長権に立脚する家制度の成立をみる⁶⁴。親族編・相続編が公布されたのは1898年である。この年福沢は『時事新報』の社説に、一方で女子教育が儒教主義にあることを非難して復古的傾向に反対し、もう一方でフランス丸抜きの法律制度を批判している⁶⁵。彼にとって新しい明治民法は一夫一婦を闡明したものであった。これにより「女大学」の七去三従は否定され、三行半の離縁状は不可能になったと評価する（だが彼は姦通の場合夫と妻と離婚条件に差別があることにふれていない）。結婚もまた、父母の命と媒約によるという両親からの強制ではなく、父母の同意は必要であるが、男満30歳、女満25歳以上になれば不要となったのである。

福沢の女性論の特徴は、徹底して儒教道徳を叩き一夫一婦を主張し、

女性の経済的自立(女子教育の要点⑤⑥を参照)を重視したことにある。しかし職業的自立を説くのではなく、女性は家庭であって家事、育児に従事することが望ましかった。家計を維持運営していく上で経済法律の知識は不可欠とされ、女性にも普通の教育を与えるべきとしたが、女性には生理、出産、哺乳養育がある故に男子と同等の教育は無理とした。家庭内における女性の地位の向上をはかった福沢の女性論は、土居光華のそれが殆ど読まれなかった⁶⁸のに比し、男性読者を獲得し影響力は大きかったといえよう。⁶⁹

次に、植木枝盛の女性論を検討していくことにする。植木は自由党板垣退助のブレインであり、極めて民主主義的な私擬憲法を書き、人民の抵抗権、革命権をも主張した。彼は1879年高知県小高坂村で村会議長に選出された時、婦人参政権を認める村会規則を作っている。

外国語に堪能でなかった植木は西欧思想を翻訳書によって学んでいる。彼の『閲読書日記』からミルの著作と男女同権論に関するものを拾うと以下の通りである。1875年ミル、永峰秀樹訳『代議政体』(*Representative Government*)、中村正直訳『自由之理』、1879年ミル、深間内基訳『男女同権論』、スペンサー、尾崎行雄訳『権理提綱』、1882年スペンサー、松島剛他訳『社会平権論』。植木は彼の書の中で、ミルとスペンサーの名を並べて男女同権論者としてあげている。⁷⁰家永三郎は、『閲読書日記』には記されていないが、フォーセット(ミルの彼女への影響は既述)の『政治談』からも植木は多大の著想を得たものと指摘している。⁷¹

植木は天賦人権論に基づき自由を人々に平等に与えられた天の賜とし、民権を伸張することによって国権も立つと考えた。権利を「諸般の能力を活動するの自由⁷²」と定義する。権利がなければ幸福を達成できないと、**有権利——能力を適宜に使用す——幸福** という図式を描き、ミルに見られたような功利主義的傾向を示す。最大最多の幸福を得る(多数人民の幸福をはかる)ためには同権は不可欠であった。彼は下等無智の民と軽侮される“貧民”にも⁷³、男性の専横下にある“女性”にも自由の権

を説き及ぶのである。『民権自由論』(1879年)は「御百姓様」から「お乳母様新平民様」(傍点引用者)にまで呼びかけ、「民権田舎歌」では「自由じゃ自由じゃ人間は自由 行くも自由よ止るも自由」と限りない自由が賛美されるのである。⁸⁹

植木は男女同権は元来自然の道理であると言う。「それ男もまた人なり、女もまた人なり」という言葉からは福沢の影響をうかがうこともできる。⁸⁹『東洋之婦女』(1889年)では、男尊女卑に対し女性に次のような解決策を示している。①女子に男子と均しい権利を与え、自らを尊重する精神を生ぜしめる。②財産相続権を与える。③学問をして知識を開き品行を高める。④職業を進取する。⑤交際を広くする。⑥孔孟の教えを排斥する。これらは福沢の主張とも殆ど共通する。しかし、植木は福沢よりも一歩進んで婦人参政権を言う。彼は参政権を人間が国家を組織し政府を建設するに随って発生するものと考えていた。人民は政府の政策によって幸にも不幸にもなるのだから、自ら政治に参与する権利を持つのである。これは女性とても例外ではなかった。

植木は民法上の女性の地位についても論及している。「親子論」「兄弟論」(1886年)、「婚姻論」「国家組織の基礎」(1887年)では、戸主制及び長男単独相続に反対し、親子が相依頼し、また姑嫁問題を生む同居の弊をつき、愛情と契約に基づく結婚による一夫一婦の単婚家族を理想とした。民法典論争の始まった頃、彼は「如何なる民法を制定す可き耶」(1889年)を書き自らの立場を明らかにしている。それには上述のような論を述べると共に、勇断して新を取り、本邦古来の厭忌すべき旧習を破ることを勧めている。さらに彼は政府が採用した仏民法さえも男女差別が甚しいとして反対する。日本の男尊女卑をなくするには同権の主義に立つ19世紀の正しき新思想をとるべきなのである。これによると、彼は旧民法よりも革新的な男女平等の民法を構想していたのである。

1889年より矢嶋樺子らの東京婦人矯風会(1886年創立、後に日本基督教婦人矯風会)は「刑法及民法改正の請願」(一夫一婦制の建白)を元老院に

提出するが、その草稿を書いたのは植木だといわれている。請願書はこう始まる。「凡て人の世にあるや、貧富貴賤を問はず齊しく自由の権を賦与せらるゝものにして、未だ男女の故を以て軽重ある可らざる也⁸⁸」と。これは刑法第 183 条の姦通罪における男女差別を非とし、一夫一婦の精神に基づき、民法中に「既婚男性が妾を蓄え妓に接することは姦通とみなす」等の付加条項を入れることを求めたものである。植木が遊廓に通いながらも廃娼論を書いたことはよく知られている。

ほぼ同じ頃に女性論を著した福沢と植木の西欧思想受容の方法は対照的である。植木は日本の伝統的社會の急進的変革を目指し、より新しい西欧思想の摂取を説いた。女性の参政権も主張するなど、その男女同権論は理論としては当時誰よりも抜きん出ていた。他方、福沢は伝統的な儒学思想による女性観と対決しながらも、西洋思想の直輸入には否を言った。女性は家庭にあって家事育児に従事するという従来女性観に依拠しながら、女性の経済的自立の具体的現実的可能性を求め、漸進的改革を志向した(彼が商家の女性の地位の高いことに着目していたことを付加しておきたい⁸⁹)。植木には思想と行動との不一致が見られるのに対し、福沢は自ら一夫一婦を守り続けている。

福沢と植木の女性論の違いはその対象とする層が異なっていたこともあげられる⁹⁰。植木が廃娼論を説いたのに対し、福沢は良家の子女を守るため娼妓の存在をともかくも容認した。植木が人々に自由を呼びかけた時、女性であげられたのは良家の子女ではなく乳母であった。乳母とは、良家に雇用されその子女を養育する存在であった。福沢が主に男性を読者対象にしていたのに対し、植木が『東洋之婦女』を刊行した際には多くの女性(中嶋俊子、清水紫琴、佐々城豊寿等)が序を寄せている。また植木は矯風会の活動にも助力し、女性達との間に協力関係を成立させていた。

VI おわりに

明治期日本の社会にミルを中心とする西歐の女性解放論はどのようなインパクトを与え受容されていったのだろうか。まず、啓蒙期には福沢のように従来の日本の根強い男尊女卑の慣習の見直しを迫るものとして受取られ、伝統的な儒教道徳による「女大学」の七去三従等の教えが批判された。女性の隷従が象徴的な形で現われたのが妾の存在を是とし夫の専横を許す一夫多妻主義であり、これに対して西歐社会を範として、自由民権期及び次の社会改良提唱の時期を通して、一夫一婦が繰返し説かれていった。

一方、ミルの女性論にあった男女同権という観念は日本の社会には極めて定着しにくいものであった。明六社員の男女同等是非論において、「男女同権」の内実は必ずしも明確でなく、「同権」を使用することは森有礼も否定的だった。自由民権期にミルの *The Subjection of Women* も一部翻訳されるが、訳出の意図は「男女同権」よりも「天賦人權」を説くことにあったようである。次の明治20年代に植木枝盛が婦人参政権、職業の進取を含む女性論を主張する。しかし、家庭という枠の外において女性の権利を認めるという考えは日本の社会になじみにくく、むしろ福沢のように、女性に財産権を認めた上で、家庭にあって女性が母親として家事担当者として役割を果し、その結果社会的に地位も向上するといった考えの方が主流を占めていく⁶⁹。こうして、「婦人の家庭内での従属と社会的無能力⁶⁹」について論じたミルの意図は、後者は後景におしやられ、前者のみが強調されることになったのである。

女性が社会へ出て職業婦人となり経済的自立の道が拓けるのが大正期であり、この頃大正デモクラシーの下に女性も自ら婦人参政権を主張するようになる(1920年平塚らいてう等が新婦人協会を、1924年市川房枝等が婦人参政権獲得期成同盟会を結成)。ミルの *The Subjection of Women* の全訳も1921年野上信幸訳、23年大内兵衛訳、28年高橋久則訳、29年平塚らいてう訳等と続いた。こうした大正～昭和初期の先駆を成したのが

河田嗣郎(野上訳に序を寄せている)の『婦人問題』(1910年)である。ミルの女性論に影響を受け、男女同権に基づき女性の職業進出を促し、婦人参政権を説き、明治民法を批判した。大逆事件の年に出版されたこの書は治安防害の廉で発禁処分を受けるのである。

戦後、日本国憲法(第14条第1項)によりすべての国民が法の下に平等であり性別により差別されないことが定められた。家制度の廃止(民法改正)、教育の機会均等、婦人参政権の獲得など、制度面での女性解放も進められた。ミルの女性解放論の訳は1948~57年の間に少なくとも5種類が出版されている。社会主義女性論に立つ山川菊栄もベーベルと並べてミルを紹介している⁶⁹。日本の民主主義の歩みと共に、ミルの *The Subjection of Women* は日本の女性解放の歴史の上でも継承すべき女性論として読み継がれてきたことは顕著である。

(1984年5月29日)

注

- (1) 柳田 泉「『男女同権論』解題」、西田長寿「『日本女子進化論』解題」『明治文化全集』第16巻、1968年、5頁、9頁。
- (2) 西村貞枝「イギリス・フェミニズムの背景——ヴィクトリア期ガヴァネスの問題——」『思想』第601号、1974年7月、61頁。
- (3) J. S. ミル、塩尻公明他訳『自由論』岩波文庫、1975年、209頁。
- (4) J. S. ミル、大内兵衛他訳『女性の解放』岩波文庫、1975年、36頁。
- (5) この点をミルは妻(Harriet Taylor)から教示された。しかし彼の男女同権論は彼自身が政治上の諸問題に関心を向けた結果によるものだという。(J. S. ミル、朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波文庫、1970年、212頁。)『自由論』には彼女への献辞がある。ミルに対するハリエットの影響については賛否の分れる所である。(例えば、Alice S. Rossi, "Sentiment and Intellect," *Essays on Sex Equality*, The Univ. of Chicago Press, Chicago, 1970 は肯定的であり、Susan Moller, "John Stuart Mill, Liberal Feminist," *Women in Western Political Thought*, Princeton Univ. Press, Princeton, 1979 は否定的である。) いずれにせよ、妻を愛し尊敬し、助言と協力に感謝し、それを公言したミルにして女性解放論を書きえたといえよう。彼女の存在は本文中に示したミルの結婚観・夫婦観の形成に与って力あったものに相違ない。
- (6) 前掲『自由論』26頁。

- (7) フォーセットあてミル書簡 (1869年10月7日付), 山下重一「J・S・ミルの後半生 下」『国学院法学』第11巻3号, 1974年, 163頁。
- (8) Alice S. Rossi ed., *The Feminist Papers*, Bantam Books, Inc., N.Y., 1978, p.183.
- (9) 拙稿「明治期啓蒙の課題——津田真道を中心に——」『教育哲学研究』第45号, 1982年。
- (10) ウェーランド(Wayland)の『修身論』には夫婦以外の男女の交わりは背徳行為とあり, “The number of births of each sex is substantially equal. As at the beginning God created a male and a female, so has it ever been.”と書かれている。福沢は『明六雑誌』では「宗旨ニモアラズ」と天(God)の部分を書き, 「十露盤ヅクの話」として教と理を重んじた彼らしい説明をしている。(伊藤正雄『福沢論吉論考』吉川弘文館, 1969年, 67頁。)
- (11) 高橋昌郎『中村敬宇』吉川弘文館, 1966年, 155-169頁, 及び, 山川菊栄『おんな二代の記』平凡社, 1972年, 27-35頁(母, 千世が同人社女学校で学ぶ)を参照。中村正直は1886~91年に多くの英米書を購入。松沢弘陽は, 蔵書中にある *The Subjection of Women* はこの頃買ったのかもしれないと指摘する。(松沢弘陽「『西国立志編』と『自由之理』の世界」『年報政治学 日本における西欧政治思想』岩波書店, 1975年, 41-42頁。)
- (12) 土居光華(1847~1918年) 淡路島の生れ。幕末に尊攘運動に加わり, 明治維新後中村正直の同人社に学ぶ。一旦は左院に奉職するが薩長新政府に失望して野に下る。1874年頃幸福安全社(愛国公党の前身)に属し, 後年三重県選出自由党代議士。
- (13) 彌爾氏曰く。「自由は, 人生の必要にして欠くべからざる者なり。若し人をして自由を許さず束縛に付かしめば, 其の知識を毒し, 徳善の性を破るもの, 一にして足らざるなり」と。(土居光華「文明論女大学」石川松太郎編『女大学集』平凡社, 1979年, 126頁。)'自由之理』巻三(『明治文化全集』第5巻, 日本評論社, 1927年, 44頁)参照。土居が *The Subjection of Women* を読んだのは1878年頃と推定される。(加藤幸子「土居光華及び彼の『近世女大学』に関する一考察」『人間研究』第9号, 1973年, 47頁。)
- (14) 「天然の位次男子の亜に有れば, 宜敷く男子に対し礼儀を欠き信従の徳を失う可らず。」(土居「近世女大学」前掲『女大学集』110頁。)
- (15) 前掲『女大学集』135-136頁。ただし第11章では天を宇宙万物を創造した至靈至妙の者として禱るべきとし, 天=神=造物主という捉え方をしており, キリスト教の影響も見ることができる。
- (16) 『三重先賢伝』前掲, 加藤論文より再引用, 43頁。
- (17) 深間内 基(1847~1901年) 福島県士族出身。1871年頃慶応義塾を卒業, 一時母校で素読を教える。1876年高知立志社に入り, その後仙台で代言人になる。同地にて自由民権思想を広めた。
- (18) 家庭外での女性の活動を説く第3章, ミルの思想の特徴を示す第4章, という肝心な部分は訳出されなかった。柳田 泉は売行がよくなくて続編が出なかつた

- たものと推察する。(前掲, 柳田, 3頁。)
- (19) ただし, 第2章の一部(大内訳, 92頁第1行目~93頁8行目)がそっくり抜けて後へ移動している(98頁7行目と8行目との間)のは分脈からみて意図的になされたとは思われない。
- (20) 中村正直は society を「仲間」「政府」「会社」「仲間連中」等, 苦勞しながら適宜翻訳していたが, 1878年の頃にも「社会」という訳語は定着しておらず, 深間内は殆ど「社交」と訳している。一方, the lower classes は「下層社会」としている。
- (21) 以下, 本文中の引用頁数は, 『男女同権論』が『明治文化全集』第16巻, 原文は Alice S. Rossi ed., *Essays on Sex Equality*, 現代語訳は大内訳による(いずれも前掲)。
- (22) 『福翁百話』『福沢論吉全集』第6巻, 岩波書店, 1970年, 239頁。
- (23) 植木枝盛も「男女の同権」(1888年)の中でほぼ同じ数字をあげ, “社会”の経済上, 政治上考えて不得策とする。(家永三郎編『植木枝盛選集』岩波文庫, 1975年, 185頁。)
- (24) 磯野誠一・富士子『家族制度』岩波新書, 1982年, 23-29頁。
- (25) 『榎田ノブの犯罪に就いて』『福沢論吉選集』第5巻, 岩波書店, 1962年, 369-370頁。
- (26) 吉野作造編『婦人問題』民友社, 1916年, 305頁。
- (27) 植木枝盛への影響は注(2), (3)を参照。福沢の影響のもとに堺利彦は『家庭の新風味』(1901年)を書き, 福島四郎は『婦女新聞』(1900~1942年)を創刊した。
- (28) 「男女同権ハ海南ノ某一偶ヨリ始ル」(1881年) 外崎光広編『植木枝盛 婦人解放論集』高知市立市民図書館, 1968年, 193頁。「子婦は舅姑と別居す可し」(1888年) 外崎光広編『植木枝盛 家庭改革・婦人解放論』法政大学出版局, 1971年, 371頁。
- (29) 家永三郎『植木枝盛研究』岩波書店, 1960年, 547頁。
- (30) 「男女の同権」前掲『植木枝盛選集』156頁。
- (31) 「貧民論」(1885年) 同上, 113-146頁。
- (32) 何をするのも自由であるという抑制の伴わぬ自由を謳歌した植木は, 東洋的汎神論ないしは無神論に近い世界観を持ち, 人間至上主義の楽天的な人間観を持っていた。(家永三郎「解説」同上, 319頁。) 福沢の場合, 自らを蛆虫とみる無執着, 諦観を自己超越の契機に持っていた。(武田清子「自己超越の発想」『近代日本思想史講座』第3巻, 1972年, 筑摩書房, 79-81頁。)
- (33) 「男女の同権」前掲『植木枝盛選集』154頁。植木は青年期に明六社の講演, 三田演説会をたびたび聴講した。
- (34) 『日本婦人問題資料集成』第1巻, ドメス出版, 1978年, 229頁。
- (35) 『福翁百話』前掲『福沢論吉全集』第6巻, 265頁。
- (36) 明治10~20年代の西欧列強による植民地再分割化の状況で, 福沢の民権と国権のテンションはより国権へと傾いていく。『貧富論』(1891年)では貧民層の不满

をおさえ、富豪層の勢を盛んにすることが国益となると述べる。植木の『貧民論』とは対照をなす。

- (37) 例えば、1899年高等女学校令による良妻賢母主義、合理的な家庭経営を説いた羽仁もと子や石川武美の女性論、平塚らいてうの母性主義等は同じ系譜に属する。
- (38) ケアンズあてミル書簡(1869年4月9日付)、前掲、山下重一、163頁。
- (39) 山川菊栄『ペーベル・ミル婦人解放論』鱗書房、1947年。

**JOHN STUART MILL'S *THE SUBJECTION OF WOMEN*
AND MEIJI JAPAN**

« Summary »

Sachiko Kaneko

In the early Meiji Period, through intensive contact with the West, a new concept of women emerged in Japanese history. The predecessor was Fukuzawa Yukichi who, in his *The Encouragement of Learning* in 1872-76, introduced John Stuart Mill's *The Subjection of Women* which, since its publication in 1868, had activated an equal rights' movement for women in the West. Fukuzawa objected to the Confucian moralism deeply rooted in the Japanese tradition which imposed the "predominance of men over women." He also advocated the adoption of monogamy against polygamy, the latter of which he considered to represent the traditional values.

This essay will focus on intellectuals who gave major contributions to the emergence of the new concept concerning the women's position. The emphasis will be on Fukuzawa, mentioned above, and Ueki Emori, another leading philosopher: Fukuzawa insisted that women should have the right to hold their own property. He also argued that they should be respected as indispensable partners of their husbands, being in charge of their husbands' households and children. Ueki promoted women's suffrage as a human right equal to men.

In conclusion, Mill's argument against women's "subordination in domestic life" was well accepted in Japan. However, his protest against women's "disabilities elsewhere [in society]" was unfortunately ignored.